



電委第12号

令和2年3月4日

株式会社NTTドコモ

代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

電気通信紛争処理委員会

委員長 田村 幸

諮問第11号事案に係る意見提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された裁定案に関し、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第11条第1項の規定に基づき、書面により意見を聴取します。

つきましては、別紙の質問事項について、令和2年3月11日（水）までに書面により当委員会に提出願います。

(別紙)

株式会社NTTドコモに対する質問事項

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された裁定案に関し、以下の質問事項に回答願います。なお、意見の提出機会の付与は本件をもって終了します。

問 これまでに総務大臣から提出された回答及び日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)から提出された意見書に対して、特に補足することがありましたら、当該回答別・項目別又は当該意見書別・項目別に理由及び証拠とともに提出願います。

(留意事項)

- ・ 総務大臣からの同月28日付け「「諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼」(令和2年2月21日付け電委第9号)について(回答)」及び日本通信からの同月28日付け「意見書」を添付します。
- ・ 貴社から提出された意見については、総務大臣及び日本通信に対し開示します。なお、同社に対し、非開示を希望する部分があれば、当該部分をその理由とともに明示願います。

(以上)